

「割閩換遼」要求風説と湖南・禹之謨

菅野正

一

一九〇五年（清国光緒三十一年、乙巳年、明治三十八年）中国は転換の年を迎えた。

八月、革命派は、東京において、中国同盟会を結成し、革命運動は新たな段階を迎え、革命は政治日程にのぼってきた。

九月、千有餘年継続されてきた科挙が廃止され、官僚体制は変化した。若い知識層は、新しい学問を求めて日本に留学し、その数もこの年八千人にも増加してきた。

留学生が革命運動を始めるに及んで、日本政府は清朝政府の要請を入れ、十一月、所謂「清国留学生取締規則」を公布して、その政治活動を取締らんとし、留学生は猛烈に反撥して、陳天華は東京大森海岸に入水自殺して抗議の意

を示し、留学生も続々「綴学帰国」して日本批判を始めていた。

一方、米国がその労働市場を守るべく、中国人労働者を排除しようとしたことから、初夏より米貨排斥運動が中国各地で組織された。

さらに、満州を中心に展開された日露戦争に、日本が勝利して、八月ポーツマス講和会議が開かれ、条約が締結された。満州を清国に還付し、露国が満州において所持していた利権を継承すべく、日清両国間に交渉がもたれ、同年十二月二十二日、北京において、「満州還付に関する条約及び附属協定」が締結された。

ところが、この九月のポーツマス条約締結より十二月の日清協定締結に至るまでの十月、十一月に、日本が、満州還付の代償に、福建割譲要求をしたとの風説が伝えられた

ことから、これに反対して、日本商品排斥・大阪商船排斥・工場、学校採用の日本人技師、教員の解雇を呼びかける民族運動がおこりかけた。

これが即ち、「割闕換遼」反対運動である。⁽¹⁾

この割闕換遼をめぐる民族運動については、以前これをとりあげて検討したことがあるが、今、ここでは、前稿より後、知り得たことより、湖南での運動状況、その中心人物禹之謨について、および風説の出所由来等の表題に係る関係資料等を紹介してみようとするのが本稿の目的である。

二

前稿で述べたことをごく簡単にすれば、割闕換遼を日本が要求したとはまずあり得ないこと、反対運動は在日留學生がよびかけたこと、国内では革命派が行動したこと、大阪商船が名ざしで排斥される背景等で、運動に関しては、日貨排斥の檄文が配布された（蕪湖）、学生・紳士が集会して対策を協議した（福州）、学生が授業に出ずに集会を開いた（南京）、風説が伝えられ動揺した（漢口）りしたが、

それも、割闕換遼要求が事実でないとは知らされて、「群疑氷解シ、平静ニ帰シ」て、各地で殆ど運動は組織されずに不発に終わり日本への影響も皆無に等しかった。

ただ、湖南に関しては、今回の謠伝の出所は湖南と推論され、『中外日報』十一月十一日に『湖南先ヅ之ヲ聞知シテ江南各省ノ学生ニ電告シ、学生皆同時ニ震動セリ』とあり、蕪湖で檄文を配布したのも湖南人であったといい、そして長沙では、学生が集会してこれの対応を協議した。

つまり、湖南が今回の運動の中心であったと前稿で記した。しかし、中心と記しながら、その実体は不明であった。そこで、まず、その檄文の全文をあげ、ついで、その後知り得た『申報』の記事より、湖南での運動の関連記事を紹介してみる。

現代有一椿很要緊的事情、不得不告訴大家、聽聽、這一件是甚麼事、就是福建省割与日本的事情了、福建省因何割与日本、就是因爲日本同俄国、在奉天打仗足足的打了二年、都是日本得勝、現在已經議和、日本既然把奉天取了去、那呢又肯歸還中国、但中国的政府是不肯失去奉天省的、又欧美各国也是想把〔奉〕天一省開做通商碼頭的、

中国政府不得已所以把福建同日本換奉天、列位同胞莫要把這件事情當做福建人的事、福建的一省北邊是浙江、西南是廣東、西北就是江西、如若日本人得了福建、以北邊去就可以侵入浙江、從西南去就可以侵入廣東、以西北去就可以侵入江西、試看日本近幾年以來、在浙江省地方想築鐵路、在廣東省地方派本國的和尚佗、又出資本築潮汕鐵路浙江鐵路、並不僅僅想佔浙江、還想由浙江通江西、更由江西通湖南、所以現近幾個月、日本人到湖南游歷的一天多一天、可知可知日本人志向很大、是想把東南幾省一同歸入己國的、但他從然沒有根據的地方、所以不行實行佔領、現在得了福建、他在中國就有根據的地方了、日本在中國既然有了根據的地方、你想中國東南的幾省可危不可危、當乙未年的時候、中國把台灣割讓日本、台灣去福建很近、這時有識見的人也就曉得日本想取福建、果然六七年中間、日本在福建的勢力一天大一天、現在又將福建割去了、如若福建再被日本人割去、由福建到浙江廣東廣西、比由台灣到福建還要近得多、從前日本人得台灣、現在就可取福建、現在既然取福建、日後就可取浙江廣東江西、可不是現在頂要緊的事情呢、況且現在的各國都是想瓜分中國的、如若福建歸了日本、各國的人恐怕日本在

中國的勢力一天大一天、也就欲出來爭地方了、德人要取山東河南、英人要取揚子江附近、法人要取廣西雲南、俄人要取新疆蒙古、如若中國不答應、他就要援日本得福建例向中國力爭、中國政府素來是怕外國人的、如若果然答應他、可不是中國的地方都歸外國、中國的百姓個個是外國的順民、列位同胞你們都是中國人、祖宗的墳墓也是在中國的、如若一旦歸了外人、何以對得起自己、又何以對得起自己的祖宗、況且外國取了中國的地方、是種種的殘虐百姓、我們中國的西南有個印度國、被英國人取了去、這地方的百姓就苦的了不得、大約天下最苦的事情、沒有較亡國再苦的、外人得了中國地方、租稅是格外的加重、刑罰是格外的加酷、一切百姓的財產要奪就奪、一點兒不能自主、真真是若不盡言呢、況且各國佔了中國的地方、勢力必不能平均、就如日本想要浙江、英國法國也想浙江、英國要揚子江流域、德國的人也要長江一帶的地方、勢必兩國互相打仗、他們打仗的地方是在中國境內的、打仗的兵也是招募中國人的、你想中國人到了這一天、失身命的不曉得多少、失財產的更不曉得多少、這次俄日在東三省開仗、這地百姓吃的苦、就是現在各省前車之鑑了、嗚天下的人那一個不貪生怕死、為何不想一個可以免死的方法

子、甚麽叫做免死的法子、就是抵抗外国人瓜分、要抵抗外国人瓜分、先要抵抗日本割福建、但同日本人抵抗不是用空話的、都大家同心合力、第一、不用日本貨、不搭大阪船、第二、凡工廠学堂所用的日本人一概辞退、日本的看見中国民氣很強、恐怕大与他不和、就不敢再要福建了、就是中国的政府也怕百姓鬧出大事來、也不敢再把福建送日本了、如若這樣辦法再爭不來、則日本居心眞欲滅我国殺盡我百姓、我国政府眞欲將百姓的性命財產作礼物、以買自己一日之安樂、以後我們百姓止有死裏求生之一法、看見日本人便殺、看見日本產業便曉、一日打起仗來全国一心人人拚命、但使福建不歸日本、這歐美各国也無從藉口瓜分、所以中国的存亡都在此舉、列位同胞快点兒出來想法子了罷^①

(表題、發行年月日、發行者名はない)

湖南省の明德学堂は、十月末に日本の割闔換遼要求の電報に接して学生は大いに義憤を感じ、即刻全省の各学堂に通知して、十月二十八日長沙の天后宮、即ち福建会馆に集まり、同時に福建紳商を招き、要求拒否の善後策を協議した。この日集まった者二・三百人という^②。

十月二十四日に遊学予備科学生である福建某学生が、日本の割闔換遼要求の上海電に接し、直ちに当学堂より実業学堂を通じて高等学堂に転告し、高等学堂より全省各学堂及び福建紳商に伝え、十月二十七日に會議するよう伝單を發した。この日福建幫の李昭文がまず同郷會を開き、各学堂は改めて十月二十八日に福建会馆に集會した。参加する者五・六百人、一切の世話は高等学堂が担当し、工芸学堂付設工場総教の湖南人禹之謨が、仮會長になった。各学堂代表一人づつ演説し、みなこれのためにはまず学会を創設することをのべた。「同志」会と命名しようとする者、「保土」会とする者、この會は持久を旨とすべきで、名にこだわる必要ない、「同志」会も「保土」会も、いまひとつ適切でないという者があり、最後に「湖南学会」と命名した。まず、禹之謨が、この事に關し、身を犠牲にするも惜まず、堅忽不拔を主義とすべきと演説し、ついで周君、王君が、これは暴烈、和平主義に外ならないが、暴烈を主とすれば、吾が湖南学会の程度なお浅くその目的を達すること難しく、和平主義に出る方がよい、いずれにせよ、須からく、政府、外務部に電請し、さらに、各学堂に電達して、協力して政府

が日本の要求を拒否するよう、必要の経費は参加者が、各学堂の友人に、一人一角を寄付することを求め、後日に各学堂代表一人づつ福建会馆に集まり、電報を発信する日時、総会の開会、分会長、各種執行委員の選出等をした⁵いとしたいとした。

会議の日、発起人から北京に電報を發して確実な情報を得るようにし、同時に、江蘇・浙江・直隸、河南、四川、山西の各省の学堂に通知し、また南京には湖南学界から人を派遣して會議せしめるようにした。△また張百熙管学から、長沙曾國藩祠堂よりこの件の眞偽についての問い合わせがあつたので、そのような話はない、従つてその旨轉告されたいと電報があり、湖南は接電後、各省にその旨轉告した。⁶

湖南巡撫龐鴻書は北京回電をうけ、常德知府に伝えていう、近日常德府にも以閩易遼の風説伝るが北京電によるもその事はない、該府の学生は疑いをいだいているが、務めて訛伝を信するなきを告げるを要とすべしと。湖広総督張之洞は、湖南学生界は最も多事を好むので、しばしば申請して調査させていたが、今、湖南で會議のある事を聞く、この風潮の影響する所甚だ大、しかも風説は

信実でない⁷と、湖南巡撫龐鴻書に申信を發し、この事の経緯を調査させた。多くは叱責の語であつたという。井原駐長沙領事は、近日湖南学界が會議を開いているのは、日本の割閩換遼要求に対応せんがためであり、この風潮漸次増大すれば、外交問題を起すを免れずとして、湖南巡撫龐鴻書に面商して、即刻解散させれば両国の友好を妨げることなくなるだろうといつたと。湖南巡撫龐鴻書は、張之洞の電信に接し、また日本領事の要請もあり、学務処と各学堂の総理監督に、以後會議開くを許さず、もし開くようなことがあれば即刻解散さすべしと伝えた。しかし、学生の意向は、自ら中止して、解散するところがある⁸うか、組織した学会は、決してこの事のためにのみ設うけたのでない、今後学会は、まさに議論すべき事あれば須く集會し、議すれば学会は極力賛成し、小さな障害で中途半端で中止することはないといつた⁹。

湖南巡撫龐鴻書は先日湖広総督張之洞の電報をうけた。いうに、湖南学会は割閩換遼の荒唐無稽の風説をもつて各省の学会に電報し、しばしば會議を開いて一大風潮をつくりあげ、解散しない状況である。結局、これは何が原因で起こり、今如何なる行動を起しているか、すみ

やかに調査して返電せよ、この風潮は伸長させてはならず、極力、肅正するようにと。また湖南学会の風潮は静つたとはいへ、なお連日、省城の湘陰師範学堂や長沙民立第一中学校で、学会設立の件を商議している。必要な学会経費は、先日醸金をつのつて集めた五百余元のうち、電報代に要した八十余元のこりの四百余元から出し、これはまだ醸金をつのつてなお充実をはかる。一切の章程・弁法及び会長・辦事人はなお決定していないが、数週間かけてじっくり相談し、何らあわてることもないと。また湖南巡撫龐鴻書は、福建会館理事長に、学生が当処で会議をすること許可しないよう命じたので、学生らは湘陰師範学堂等に会場を移して会議をしていると。また湖南巡撫龐鴻書は、電報局総辦に対して、今後、如何なる人を問はず、秘密暗号でもって発信する者はその発信を許さず、たとえ普通電報であっても電文を審査し、重要事に係るものは、慎重に予防の処置をするよう命じた^⑧と。

長々と記してきたが、これらが『申報』上で見得た割闕換遼に関連する湖南省での動行の報道記録である。

そしてこの前後、『申報』が伝える各地の割闕換遼に関連する動行の報道は、管見の限り、次の二三だけである。則ち、一つは十月三日付の天津電として、

風聞するに、某国政府は、近く外部に対し東三省治内実権を中国に還付し、中国は須く福建全省を割換すべし、と密かに商議せんと云云、外部はなお允さざるを堅持す^⑨と。

今一つは十一月九日付の南京電として、

南京学会は福建学界の來電をうけた。日本は福建省と遼東とを交換するを要求し、我政府はすでに公許せんとしている、宜しく全国団体と連合し、極力反対せねばならない云云。南京学会は直ちに伝單を南京各学堂に発し、十一月一日、文廟明德堂に集り、この件を検討するよう期した。この日、各学堂学生は、一齊に授業に出ず、午後二時開会し、参集する者計千数百人、発起人まず開会を宣言し、ついで福建割讓の害をのべ、ついで各校に各々代表を出すよう勧めた。翌日、代表員を決め、運動方法を検討し、政府に交換を拒否するよう電請をした^⑩。

『申報』十一月十二日付には「致兩江總督周電 十一月十日午後五時半發」と『日本外交文書』にもある次の文

書が掲載されている。

兩江總督周玉帥鑑、據南京岡部申報、有人於無湖並商務日報同於十一月六日刊登檄文、以東三省戰後事宜、縱逞臆說煽動民心、有欲加危害敵國民人者、本總領事深恐、愚民無知被其煽惑、轉破壞中日兩國交誼、甚屬可慮、即請貴大臣電飭蕪湖官憲嚴辦一切、並將該案主謀立即緝捕、從嚴懲治、不勝感盼之至、永瀧¹⁾

以上が、割閩換遼に関する「申報」の報道記録である。

申報館がこの件に関して各地の状況を同じ程度の関心でまんべんなく報道しての結果がこれなのか。いづれにしても、他の地域については、天津電、南京電等二、三件しかないのに対して、湖南での動行に関する記事が如何に多いことか。湖南がこの運動の「中心」であったことが窺える。

他の地方では、前述のように学生・紳士が集会して協議した(福州)、学生が登校しないで集会した(南京)、檄文が配布された(蕪湖)、電文をうけて動揺した(漢口)とかの状況があつても、この要求が根據もない風説であることを知らされて、「群疑冰解シ、平静二帰シ」たため、運動は殆ど組織化されなかったのに比べて、湖南は、十月下旬に、「日本要求」の情報を受けると、すぐに対応し、交

換阻止のため、政府や各地に電報し、人を派遣するなど積極的に活動していたこと、しかもねばり強く運動を持続していたことが窺えるし、また、これを機会に、禹之謨を指導者にして、新たに湖南学会を組織して、将来への活動の基盤にしたことが分る。

それが、湖南人特有の民族性によるものかどうか、今回の場合、ともかく湖南がその運動の中心であったことは十分窺いうる。

三

新聞記事に湖南における割閩換遼反対運動の中心人物で、湖南学会の組織者である禹之謨の名が出てくるが、まずここで、『禹之謨史料』(一九八一年刊、陳新憲、禹問樵、禹靖寰、禹堅白編、「前言、伝記、遺著、時評、悼念文詞、回憶録、附録」全二〇二頁)の中の湖南人民出版社古籍編輯室の「前言」の部分より、禹の生涯を辿っておこう。

禹之謨、字は稽亭、一八六六年、湖南省湘郷県の一城鎮——青樹坪(今双峰県)附近の村落に生まれた。祖父、父親

は小さな雑貨店を営むことで一家の生計を支えていた。禹は少年時代、邵陽県のある商店で、徒弟をしたこともある。後に、「中国が、外人から恥辱されても、政府は人民を抑圧するだけで、保護できない」と認識し、禹は愛国・革命の道を歩み始めた。日清戦争の間、禹は軍務に従事し、武器・食糧輸送の任に当り、山東、閩内外を往来し、その功績で清朝政府から褒章され、県主簿候選に命ぜられ、五品翎頂を給せられた。しかし、「国事日に非なるをみ、一意新学を研究した。」湖南の戊戌変法運動に干与し、一九〇〇年長江下流での自立軍起義に参加した。その失敗後、日本に留学し、紡績を学んだ。一九〇二年帰国し、安慶に「阜湖」織布工場を開設した。一九〇三年、湖南に帰り湘潭で「湘利黔」織布工場を開設し、翌年、工場を長沙に移し、工芸伝授所を付設して、学生を教育し、湖南の近代紡績工業の先駆となり、「湖南に紡績あるは君より始つた。」当時、黄興は長沙で華興会を作り、反清革命を密謀していた。禹は華興会に参加し、黄興の勤める明德学堂、經正学堂によく出かけ、相ともに「笑談し、時に密語を交した。」一九〇五年同盟会が東京に設立されて後、黄興は「禹に密かに書函を送り、湖南に分会をつくつて《民報》を販売せしめ、

同盟会湖南分会の初代分会長になった。革命事業を推進するため、禹は特に興学育材に力をいれ、革命には「学堂の設立が是非必要で、それも多いほどよく、政府の圧制を免れる得る」と考えた。有名な湘郷駐省中学堂、唯一学堂はこうして苦心の結果、創設されたものである。禹は学生中に「学生自治会」を以て政党会、新国会の基礎」をすることを目的に「学生自治会」の組織に着手した。「さらに一歩進めて、群治大会を創立して各省のさきがけとなる」ことを希望した。公益への熱意と、大衆組織能力とにより、商会会長、教育会会長、学生自治会幹事長に同時に推挙され、「湖南商界、工界、商界の総代表」と公認された。この合法的資格で、禹は積極的に一連の愛国・革命運動に参加し、指導した。例えば、一九〇五年の米貨排斥運動、粵漢鉄道回収運動、一九〇六年の陳天華、姚洪業の岳麓山での葬儀、長沙、善化学務処監督俞浩慶の弾劾、および湖南学生による塩税増額反対斗争等がある。とくに、陳・姚公葬の時は、禹は「万人の学生全員に、制服の喪礼で、整列して山陵に送らしめ、官紳の注目を集め、民氣伸長すれば、清政府危く、官紳の富貴保ち難しと思わせた。」そこで、反動当局は、何とか禹を陥れんとし、ついに一九〇六年八

月、湘郷塩税増税反対斗争に、衆を率いて「哄堂塞署」したとの罪名でもって逮捕し、省各界群衆の釈放運動をさけるため、省西南辺境の僻地靖州に送って監禁した。禹は獄中厳しい拷問をうけたが、終始、節をまげず、反清革命の呼号を続けた。禹は《上諸伯母書》の中で、「私は十年来、滿州の奴隷となることに甘んぜず、奴隷となるなかれと大声疾呼してきました。近年目ざめて国民としての志ある者万を以て計えます。主義は実に正しく、程度も漸く高く、

思想も甚だ大です。その身を犠牲にしても、惜しむものはありません。皆様に望むらくは、憂を転じて喜びとして下さい。私が甘んじて国民のために死に、奴隷として生きて下者でないことを喜んでください」と、また《遺在世同胞書》の中で、全国人民に告げて「身は牢獄に禁ぜらるると雖も、志自若たり、身体亡ぶるも、我が志長く存す。同胞よ、同胞よ、その死所を善くせよ、むしろその身を牛馬として死すも、その心を奴隷として生きるなかれ、前途は洋々、死する者いけり、存する者誠にいとほしむべし、我同胞それ之を図れ、困心の衝慮、ついに必ず成にいたらん、」といった。一九〇七年二月六日、靖州知州の酷吏金蓉鏡は、靖州西門外で禹を絞殺した。しかし、烈士の血は決して無駄に

は流れなかった。烈士の預言はついに実現した。禹の逝世して五年ならずして、辛亥革命は全国規模で爆発し、国を売り、人民を抑圧してきた清朝反动政權は、ついに歴史博物館の中に送りこまれた。また四十年のち、中国人民は無産階級およびその政党中国共産党の指導のもと、反帝反封建の民主革命の任務を完全に達成し、中国歴史はこれより社会主義の新時代に入った。

禹之謨、三十五才にして日本に渡り、帰国後、紡績工場を興し、学坊を創設して、教育界・実業界に重きをなし、多方面にわたって様々な運動に係った。さらに革命派に身を投じ、湖南辛亥革命準備段階で重要な役割を果しながら、革命成就をまたず、その五年前、四十一才で烈士として生涯を終えた¹²⁾。

そこで、次に禹之謨についてのどのような史料があるか、次に列挙してみる。それは、前記『禹之謨史料』に収録のもの、収録されていないものもあるが、伝記、悼念文、回憶録、研究論文、著書の類等さまざまであり、その中で割閩換遼反対運動に係るところはその部分を少し煩わしくな

るが引用する。またその記録が、どの程度に詳しく書かれているか、どの程度の長さかを、書籍の版型に関係なく、大体の頁数を示すことで参考に供したい。

①湖南工商学会「禹之謨歴史及被逮捕原因」(一九〇六年筆)

『湖南歴史資料』一九六〇―一〇二一―一〇五頁(禹之謨史料)一九八一年 十三―十六頁 以下『禹之謨史料』は「史料」と略記する。)

禹之有造于社会者、尤有牢牢数大端、如去夏之反对英人要索、去秋之实行抵制美貨、去冬之阻碍閩換遼、今春之倡湘路改歸商辦、与夫組織学会及湖南学生自治会、無非增進最大多数之最大幸福、苟利公衆、雖犧牲一己不顧也。湘人士以禹能肩難巨、故商会、湘学会、学生自治会、群推禹爲会董、会長、幹事長、而禹仕事之精神亦益奮。

②金蓉鏡「破邪論(原謀第二)」(一九〇八年筆、『史料』

一六〇―一六二頁)

惟光緒丙午、湘鄉禹之謨挾学界、工界、商界爲重、主張民權。初、漢軍趙中丞撫湘時、以官款千金貸禹之謨辦工芸廠、始有名称。及乙丙之際、抵制美貨、電阻割

閩換遼、党羽始衆。其葬陳天華、姚宏業于岳麓也、聚衆万人、官不敢取。……

③佚名「禹之謨伝」(原載『民国新聞』一九二二年筆、『史料』一―三頁)

乙巳春……是年、清政府擬与日人草割閩換遼之密約、君率同人通電致語、又電各省並力反抗、政府憚而止、而湘中大吏始仇君矣。

④朱杞志 顏昌曉「禹烈士墓之銘」(一九二二年銘、『史料』二十六―二十七頁)

……一時学子群傾服之。組織湖南教育会、举君爲会長。報紙言政府与日本密約、以閩易遼。湘人開會討論、馳電抗争、君实拳「主」之。……

⑤顏昌曉「禹君墓碑」(一九二二年筆、『史料』二十三―二十五頁)

……報紙言美人虐遇華工、沿海州県議停用美貨、湘人勵行之。又言日、俄媾和、政府謀以閩易遼于日、于是湘学、教育諸社開會討論、電枢府抗争甚力。而君独雄于辯、議論風起、困推爲会長、名噪湖湘間。……

⑥盛林等「学生祭禹烈士文」(一九二二年筆、『史料』六十八―七十頁)

……其在湘、如割閩換遼之電阻、粵漢鐵路之爭回、農工、商、礦實業之提倡、雖觸忌政府、而論不少貶。

⑦「禹之謨墓碑」(姜泣羣編『朝野新譚』丙編 一名「民國野史」第二編)一九一四年刊、九、十二頁)

……報紙言、美人虐遇華工、沿海州縣議停用美貨、湘人厲行之。又言日俄講和、清政府謀以閩與日易遼、於是湘學教育諸社開會討論、電樞府抗爭甚力、而君雄於辯論議風起因推爲會長、名噪河湘間、未幾而有陳姚生之事、……

⑧陳松藤「禹烈士絕命書書后」(一九二七年、『史料』四十三、四十四頁)

……密組同盟分回。故當時民氣伸張與革命暗潮之四布、湘爲特盛。如電阻割閩換遼、罷課公葬陳、姚、特其顯焉者耳。

⑨曹亞伯「禹之謨之死難」(一九二七年刊、『武昌革命真史』前編第十章 二〇三、二一九頁 『史料』抄錄 九、十頁)

……又藉湘鄉會館。創設唯一學校。是時各學校賴君成立者甚多。適日俄講和。清政府謀以閩易遼於日。於是

湘人羣電樞府抗爭。君之血誠所激。湘中教育商會。皆推君爲會長。……

⑩鄒魯「禹之謨傳」(一九二七年刊、『中國國民黨史稿』第四篇列傳 一二七三、七四頁)

……未期年。成效大著。自奉最薄。不惜罄所有以謀公益。如割閩換遼之電阻。粵漢鐵路之爭回。與夫農工商鉅各實業力圖振興。輒以身先提倡。日不暇給。無倦容。紳商學軍各界之駐湘者。皆推重之。

⑪馮自由「丙午靖州禹之謨之獄」(一九四七年刊、『革命逸史』第二集)一八〇、八七頁 『史料』抄錄 十一、十三頁 なお、馮自由「禹之謨」(『革命人物誌』第三集、一九五九年刊)もほぼこれと同じ

……適日俄講和、清廷謀以福建向日抵換遼東、湘人羣電北京政府抗爭、之謨美爲之倡、以是湘中教育會商會皆推爲會長。

⑫姚漢湘「禹之謨傳」(一九四八年刊、『湖南文獻匯編』第一輯 一六七、一七二頁 『史料』五、九頁)

……乙巳(清光緒三十一年、公之一九〇五年)年秋、日俄講和、清廷謀以福建向日本抵換遼東、之謨提倡反對、衆人附和、于是湖南人羣電北京政府抗爭。又粵漢

鐵路爭端商辦、之謨蒞會演說、痛陳利害、數日間集款百余万元。以是湖南教(育)會、商會皆推之謨爲會長。

⑬楊世驥「辛亥革命前後湖南史事」(一九五八年刊)

⑭「湖南近百年大事紀述」(「湖南省志」第一卷 一九五九年刊 第二次修訂本 一九七九年刊)

⑮彭重威「回憶禹之謨」(「辛亥革命回憶錄」二、一九六二年刊 一九〇五年を一九〇四年と記し、そして、この文のすぐあとに、抵制美貨運動の話が続けるのは、記憶違いか)

一九〇四年、清朝統治集团在日俄議和之初、企圖以福建省換回遼東半島、爲列強實行瓜分中国時它可以退處關外預留地步。禹之謨听到這種消息、極爲憤怒、立即發動全省紳商學界聯名通電力爭、得到全國響應、才使清室這一陰謀、不敢公開提出。

⑯聞少華「禹之謨」(「民國人物伝」第一卷 一九七八年、八一―八四頁)

⑰「破邪論」が「湖南歴史資料」一九八〇年第二輯(総第十二輯)に収録された際、「電阻割閩換遼」の部分の註記として

一九〇五年、清政府在日俄議和之初、企圖以福建換回

遼東半島、禹之謨得悉后、發動全省紳商學各界聯合通電力爭、得到全國響應、使清政府的陰謀未能實現。

⑱成曉軍 禹堅白「禹之謨革命事略」(「辛亥革命叢刊」第三輯 一九八一年刊 七十二―八十五頁 『辛亥革命在湖南』一九八四年刊、三六〇―三七六頁)

⑲鄧介松「啓蒙時期青年運動的急先鋒——禹之謨——」(「湖南文史資料選輯」第一集 一九八一年 一四二―一五一頁)

⑳成曉軍「甘爲國民死、不爲奴隸生——禹之謨革命事跡略——」(「新湘評論」一九八一―八 五十八―六十一頁)

㉑「禹之謨史料」(一九八一年 全二〇二頁)

㉒成曉軍「禹之謨」(中国近代史叢書 一九八四年 全九八頁)

㉓劉強倫「錚錚鉄骨禹之謨」(「知識分子与中国歴史的發展」一九八五年 五三五―五三九頁)

㉔劉強倫「禹之謨」(一九八七刊、「清代人物伝稿」下編第三卷 一四五―一五〇頁)

爲抗議美国虐待華工而開展的抵制美貨運動波及湖南后、之謨帶動各學堂堂教職員率領學生集會演說、四処宣傳、並促使商界于光緒三十一年(一九〇五年)八月間

召開有四千多人参加的“湖南全省紳商抵制美貨禁約會”。同年各報端風傳清政府擬割讓福建換回遼東半島、之謾得悉、迅即發動全省紳商學各界聯合通電反對、引起全國鑿心、不啻又造成了一次頗具規模的反帝愛國運動。

⑤林增平主編『湖南近現代史』（一九九一年 全六〇六頁）

同じような資料を引用し、多くの著作を羅列してきたが、ここでまず指摘できるのは、一覽して分る如く、辛亥革命が成就し、禹の墓が岳麓山に改葬されてから、いわゆる、解放に至るまでの間、つまり、民国が成立してより人民共和國が成立するまでの間に、禹について書かれた記録の中では、一九〇五年前後の禹の言動については、割闕換遼の件に関して、その拒否を政府に要請し、各省にも働きかけて、結局断念させたという意味のことが、簡単な伝記、短い記録の中でも、それぞれ短い二・三行ぐらいのものであるが、殆どこのことが記述されている。

そして、一方、米貨排斥運動に言及したものは少ない。ところが、一九五八年、楊世驥『辛亥革命前後湖南史事』が刊行され、第四章「辛亥革命準備段階—湖南人民反帝、

「反封建斗的持續和發展」第三節湖南學生反對美國華工禁約、抵制美貨運動和對抗封建統治者的斗争（一〇四—一一五頁）を詳しく論述し、その中で禹之謾とこれと係る言動を紹介した。

また、翌五九年刊『湖南近百年大事紀述』の中の「全国人民抵制美貨運動侵入高潮、湖南學生与市民群集積極投入抵制美貨的斗争（一九〇五年夏秋間）」、「長善學生在禹之謾領導下公葬陳天華、姚洪業于岳麓山、官方当局極尽阻撓破壞、禹之謾遇害（一九〇六年夏秋）」（兩部で、七九年第二次集訂本 約八頁）でも禹之謾の言動を記述した。

兩書とも湖南における抵制美貨運動の高潮を高く評価し、その運動との係りの中で、禹之謾の運動への積極的な参加に言及した。そしてその前後のこと、禹の紡績工場設立、学校の創立、陳天華、姚洪業の葬儀、同盟会支部設立、粵漢鐵路回收運動等のことにも勿論論評しているが、しかし、今、問題にしている割闕換遼の件については一言も触れていない。

兩書の刊行の後、六〇年代より後も、禹之謾に関する評伝、研究論文の類は列記した如く多くあるが、いずれも、抵制美貨運動の側面を強調するが、割闕換遼については、

言及されているものはない。

その評伝の専著である成曉軍『禹之謨』（全九八頁）にも、割閩換遼に関する点には触れていない。

また、先に禹之謨の生涯を紹介したが、それは一九八一年刊『禹之謨史料』の中の「前言」の一部分の要約であり、いはば「禹之謨本伝」とも言い得るものかと思われるが、そこにも割閩換遼に関しては記述はない。ただ同『史料』に参考文献として「禹之謨年表」が収められているが、「一九〇五年—組織和領導了幾樁轟轟烈烈的群眾運動、其著者如夏季的『反对英人要素』、秋季的『抵制美貨運動』、冬季的『電阻割閩換遼』……」と図式的に、他と並記されているだけである。

禹之謨が、抵制美貨運動にどう係ったのか、どの程度係ったのか、本稿の主題ではないが、簡単にすると、上海商會が抵制美貨を通電して直後、「湖南工業學堂的教職員與學生便在禹之謨的策動與領導下、進行了抵制美華的宣傳活動」をし、「抵制美貨、爲國民之天職、吾湘斷不可后人」といったという、學生等らの愛國運動は資産階級を動かし、陽八月二十日、長沙商務總會會長王銘忠らは湖南全省紳商抵制美貨禁約會を召集した。集會する者四千余人だったという。

會議は湖南辦理抵制美貨事務公所の設立を決定し、〈奉勸中國的衆同胞勿買美國的貨物〉等の宣傳物を刊行し、運動を推めた。¹⁹⁾

また、前記彭重咸「回憶禹之謨」もや、詳しく物語っている。禹は「在這箇運動中、始終抱着積極的態度」とある。まず宣傳物の刊行、集會演説などを行ったが、しかし、禹はやがて長沙商會の内部に湖南本幫と外幫の二派が存在し、その外幫にも、江浙幫、江西幫、廣東幫の三派が存在して、互いに内部抗争し、先に成立した湖南辦理抵制美貨事務所にも、商界、官界、學界の腐敗分子がまじって内部は複雑で、禹はこの運動も「虎頭蛇尾」に終るのでないかと恐れたという。果してこの運動は各省督撫の禁止命令もあり、湖南も他と同様に、禹の予想通り漸く終りを告げた。

禹之謨は、この運動にどの程度積極的に加ったのか、終始指導的役割を果たしたのか、先の評伝の専書である『禹之謨』の第十章も「反美運動的中堅」というような表記である。それで、禹之謨はこの抵制美貨運動に加って、得たものは何なのか、それは結局、商界に対する幻滅感、不信心であり、商會頼むに足らず、學界にこそ期待し得るものあ

りとの考えではなかったのか。だから、割閩換遼の風説が伝った時、禹は先述のように対応のためにまず、湖南学会を創って学界を組織した。

その湖南学会については、同じく湖南の革命家陳家鼎の事跡をのべる中で、関連する禹之謨について次のような記録がある。

陳はまた、禹烈士と、学生の大いに用いるべきをみ、ついに湖南学会を作るを提唱した。陰に学界を連絡して独立運動の計となし、湖南の人心ようやく革命に向い、学生・軍人らは禹・陳二君を泰斗の如く奉じ、各校は派遣した代表で、禹烈士と陳君を挙げて会の長たらしめた。

そして、その湖南学会も、ただ割閩換遼阻止にのみに対応するものでない、としている。

また鐵路回収運動に關してであるが、「商界に人材なく、魄力もない、ただ推動される位置であつて原動力にはなれない。湘路の商弁の成否は必ず学界の援助を必要とする」とあり、「……路權失われて、湖南亡ぶ。あ、危いかな、湖南を存せんと欲せば、必ず路權を争はん、これ諸君に望む所なり」と言うに至る。

そして、その後それが伝記の中に割閩換遼のことが登場

するのは、『史料』が刊行されて六年後に刊行された劉強倫「禹之謨」（『清代人物伝稿』）で、両件が数行づ、同程度に叙述されている。

この割閩換遼反対運動のさ中に湖南学会を設立したことが、のちに禹が逮捕され、処刑される理由の一つにされるが、いづれにしても、禹の伝記中、逮捕直後、処刑直後、或いは辛亥革命が成就して禹の墓が改葬されての後の書かれたものの中には、必ず、割閩換遼反対運動での禹の役割を著すが、いわゆる解放後、先の楊世驥の著書、『湖南近百年大事紀述』が刊行されてより後に書かれた記録には、割閩換遼に関する記事はほとんどがぬけている。

ここに禹之謨像の変化が、所謂解放前の革命派・国民党関係の記録と、解放後に書かれた記録との間にはっきりとある。前者は、割閩換遼反対運動における禹の言動を評価するが、後者はそれには触れず、抵制美貨運動での役割を強調する。

四

次に、この長々と資料を羅列したのは、次の点に注目し

たいからである。一つは、逮捕・処刑直後の記録には、日時・原因を示さずに、ただ電阻の事実のみを記していること、二つめは、禹之謨らが割閩換遼反対の電阻をしたのは十一月であるが、資料では、「日俄講和之初」「適日俄講和」、即ち八月初めと表記されていることと、三つめは、この割閩換遼をまず要求・企図したのは、誰であるか、という点である。三つめの点に関し、資料の中からその部分を再度引用すると、

- ③ 「清政府擬与日人草割閩換遼之密約……」
 - ④ 「報紙言政府与日本密約、以閩易遼……」
 - ⑤⑦ 「報紙……又言日、俄講和、政府謀以閩易遼于日……」
 - ⑨ 「……適日俄講和、清政府謀以閩易遼於日……」
 - ⑪⑫ 「……適日俄講和、清廷謀以福建向日抵換遼東……」
 - ⑬ 「……清朝統治集團……、企圖以福建省換回遼東半島……」
 - ⑰ 「清政府在日俄議和之初、企圖以福建換回遼東半島……」
 - ⑳ 「……報端風伝清政府擬割讓福建換回遼東半島……」
- とあるように、清朝政府が、日本と割閩換遼の「密約を擬草せんとし」それを「謀り」「企図した」と表記されている。

さらに、④⑤⑦「報紙言」、⑳「報端風伝」のようにそれを新聞が報道したという表記もある。しかし、八月の「申報」にはそのような記事はない。

つまり、一九二二年、民国成立以降の記録では割閩換遼を謀り、それを企図し、その密約を結ぼうとしたのは清朝政府であるというのである。「日本要求」との表記した記録は一つもない。が実際は、風説としてではあるが、割閩換遼は日本要求がまずあった。

在日福建留学生は、日清交渉に赴く小村全権に満州の還付の代償に福建を要求する意向ありとのこと、これを峻拒するよう清国政府・福建省政府に打電していた。¹⁸⁾

この件に関する「申報」の最初の報道である十月三日付天津電に、前述のように「某国政府」という表現であるが、日本政府が満州と福建の交換を要求したと、そして「外部尚堅持不允」とある。

また、十一月六日付では、前述のように「湘省……接有日本要素福建換回東三省之電、各学生大動義憤」とあり、「日本要求」がまずあったと記されている。

また、日本外務省に宛てられた現地領事から報告文件の表題は「日本ニ於テ満州還付ノ代償トシテ福建省割讓要求

風説一件」となっており、「日本要求」となっている。

ただ、十一月六日蕪湖で配付された前掲の檄文の中では、日本が奉天をとったからには、どうして中国に還付することがあろうか。ただ中国政府も奉天省を失いたくないし、欧米諸国も奉天省で通商をしたいと考えている。中国政府はやむを得ず、福建と奉天を交換せんとしている。中と、清朝政府が、[〃]やむを得ず交換せんとした[〃]という表記もあり、十一月九日の『申報』も「我政府已將允准」と記し、また『申報』は「交換の風説が中国人から出ることはあつても」という含みを残した表記をしつゝ、も、やはり「今、外間、日人は東三省を以て福建省と交換せんと欲する事、紛々として伝述し、その説の傳播は己に久し。」で日本要求がまずあり、その風説が次々に伝つていたのである。¹⁹⁾

この要求は、前稿でのべたように、当時の国際環境の中で、日本から言い出し得る状況でもなかった、日本から要求するというのはあり得ないこと、その事実はまずなかったと思う。この風説はつくりあげられた「作り話」の「捏造」だと思われる。しかし、日本要求がまずあればこそ、日貨排斥の名分が立ち得る訳であろう。

一九〇五年十月、十一月当時の新聞報道には、風説として日本要求がまずあつた、と伝え、十月初旬「尚外部堅持不允」とあるのに、事後に書かれた記録には、「日本要求」の字句が全くなくて、「清朝政府が交換を謀り、企図し、密約を結ばんとす」と記すのは何故であろうか。

風説の最初の報道は十月上旬、天津発にあつた。それが各地にも伝わると同時に、日本にも伝つた。在日清国留学生が設立された同盟会に加入して政治活動を始めるに及んで、日本政府は清朝政府の要請もいれ、留学生取締規則の制定を考えていた。これに反撥し、日本批判を始め出した革命派の留学生が、本国へ向けて、日本に割闕換遼の意図がある旨、それを阻止するよう清朝政府・福建省政府に電請した。

そして、その時期が、丁度滿州還付に関する日清協定のための第一回の交渉が十一月十七日、北京で始める前後の頃に当り、この会議での日本を牽制するため、これを伝えたのであろう。この来電に接した各地、とくに湖南は、禹之謨ら革命派系が中心になって、清国政府が交換を允許しようとしていると電告し、その交換阻止の目的で前述のように積極的な行動に出た。

ところが日本要求そのものは、作り話である。割闔換遼要求に關し、日貨排斥を唱えたのは爆烈主義の立場の人であつたと思われ、禹之謨自身は電阻という和平主義の立場であつたと思われる。そして、日本要求が作り話であり、日貨排斥運動も実在しない、しかし、電阻は事実であつたとするなら、その理由づけとして、民国成立後に書かれた記録には、「日本要求」はなくて、「清朝政府が企図し、謀り」としたのであるまいか。

そして禹之謨らが、清朝政府に交換阻止を電請し、各地に呼びかけた結果、③「政府憚而止」、⑮「才使清室這一陰謀、不敢公開提出」、⑰「使清政府的陰謀未能實現」と禹らの役割を、清朝政府をして、交換を断念せしめたという点で評価する表記になっている。

また、当時において、「清朝企図」がまず先にあつたなら、即ち、滿族の發祥の地である滿州を返還させる代償に、漢族の土地である福建を犠牲にして割与するというのであれば、清朝は革命派に対して、格好の革命の口実を与えることになり、革命派にとっては、まさに清朝排斥をこそなすべきで、日貨排斥を呼びかける理由は成り立たなくなる訳である。一時的に、部分的にその意図があつたのだろうか。

そして、湖南人が配布したという前掲の檄文は、交換要求に対する二つの対応——和平主義と暴烈主義の後者の立場によるものと思われるが、ここには、通常こういつた檄文には必ずある筈の、表題、発行年月日、とくに、発行者の字句がない。それも、そこに作り話の部分もあるためではあるまいか。

五

この日本が割闔換遼要求をした、その風説が伝つた背景に、以下のような伏線があつた。

一九〇五年夏、奉天会戦、日本海海戦を経て、日露戦争が終結の段階を迎えた時、憲政党代議士平岡浩太郎は、「民間外交」の必要を説き、「私設公使」として清国に渡つて、慶親王奕劻、那桐、瞿鴻禨、榮慶、鉄良、張百熙、袁世凱ら清朝有力者を歴訪し、意見を交換した。日本政府は平岡の渡航を好まなかつた。²⁰そして平岡は滿州問題について「滿州還付の如きは貴国兵備成るの後に在り、我れ強いて之を還付せずといふに非らず。只東洋の平和の爲め之を還さざるのみ」といつたのである。²¹

清朝有力者の中でも筆頭格で、のちに満州還付に関する協定締結の全権となる慶親王とは、最初に、六月十七日に会談した。²²⁾

平岡は六月二十四日袁世凱と会見して、次のような論議をかわした。

平岡「本邦ニ於ケル各政党及各新聞紙並ニ一般人士間ノ輿論……帰スル所ハ……清国カ自衛スルコトヲ得ルニ至ル迄ハ、日本ニ於テ之ヲ管理スヘシト云フニ在リ、現ニ七博士ノ如キハ尤モ此ノ説ヲ主張スルモノナリ、又各地方ニ於ケル少壯一部ノ人士中ニハ、列国カ此機ニ乗シテ、清国ヲ分割セントノ野心ヲ防遏センカ為メ、日本ハ亘敷福建ヲ事実的ニ占領シテ、長江沿岸迄鉄道ヲ延長シ、清国ト共同シテ列国ニ当ルヘシト唱フルモノサヘアリ。」

袁世凱「又貴国ノ輿論トシテ東三省ヲ暫ク管理スヘシト云フモ、貴国皇帝ハ日露開戦ニ先立チ、世界ニ向テ、満州ノ全土ハ之ヲ占領セスト宣言セラレシニ非スヤ、然ルニ若シ假リニ之ヲ管理シ中国ニ還付セストスレハ、最初ノ宣言ニ悖リ、世界ニ信ヲ失スルノ嫌ハナキヤ云云。」

平岡「決シテ悖ラズ、如何トナレハ抑モ日露開戦ノ主旨ハ、東亜ノ平和ヲ保タンカ為メナリ、平和ヲ保タントス

レハ、飽迄露ノ再襲ヲ防遏セサルヘカラス、之ヲ防遏セシニハ、假令平和克復ノ後ト雖モ、之ニ対スルノ兵力ヲ保留スルノ必要アリ、若シ然ラスシテ直ニ貴国ニ還付シ、万一ニモ露国ノ再襲ヲ被ムルカ如キコトアリタル場合ニハ、日本ハ到底戦争ヲ再ヒスルノ実力ナシ、故ニ日本ニ於テ安ンジテ徹兵シ得ルノ時機ニ到ル迄ハ、代テ管理セサルヘカラス、此レ兩國ノ利益ナリ云々、又貴国刻下ノ急勢ハ兵力ヲ養フニ在リ、其数ハ少ナクモ五十万ヲ要スヘシ、露国ノ東侵攻略ハ実ニ久シキモノニシテ、今満州併呑ノ希望ヲ挫折セラル、トモ、蒙古伊犁ニ対シテハ、近キ未来ニ於テ、侵害ヲ試ムヘキハ、疑ヲ容レサル所ナリ、故ニ貴国ハ速ニ兵備ヲ整ヘ、東西ノ執レヨリスルモ、自ラ之ヲ防禦スルノ方法ヲ講セサルベカラス云々。」袁世凱「養兵ノ急務ナルハ同感至極ナリ、乍去養兵五十万ハ実ニ容易ノ業ニアラズ、……清国目下ノ情態ニ於テ急速五十万ノ兵ヲ養成スルハ実ニ至難ナリ云々。」²³⁾

これが、いわゆる、「日中提携論」とも言われるものであるが、この袁世凱との対談の中で、日本の民間の意見として、「日本が福建を事実的に占領して、清国と共同して列国に当るべし」という者があると言っている。この機会

に乗じて、福建の軍事的占領をほめかけた。

これに対し、袁からは逆に、明治天皇の開戦に先んずる対外声明を引き合いに出されて反駁された。

日本が、日露戦争開始に際して、中国に対し領土的野心をもたないとの宣言は、宣戦布告の直後、日本公使を通じて、清国に対し、清国の中立維持と同時に通告されている。

日本与俄国干戈相見、乃為保守我应有之權勢及利益而起、本無侵略宗旨。日本政府於戰事結局、毫無佔領大清國土地之意。……必不敢有損害大清國主權之事。

この平岡代議士と袁世凱との会談は、六月二十四日のことであるが、この内容はすぐ外部に知られたらしく、張之洞はその直後の六月二十八日に袁に照会した。

「伝え聞くに、日本某議員がひそかに貴処を訪ね、日本は東三省を返還しないわけでないが、ただ国民は中国がこれを保持すること不可能であるを恐れ、日本が代つて管理すること欲し、また福建省を占領するを議している」と。さらに中国が精兵若干名を増強し以て領土を保持することがありや否やと言つたらしい。」その辺の事情について返電を請うた。⁽²⁵⁾これに対し、袁は二十九日、張に返電して言う。先の両者の会談の内容の要約をのべ、さ

らに自分袁の察するに、平岡は朝野通氣の大物議員、日本政府の命を奉じての來華ではないか、必ず授意の人がいるに違いない、その希望に副えなかつたら、満州返還或いは遅延し、技節を生ずるかも知れないとの観測をのべ、この際、東三省の改革、新政断行の必要をのべ、後

日、先に会見した清朝高官と再度会うらしいから、その際平岡が帰国後、日本国民の群議をとき、技節を生ずること免かしめるようさせねばならないと意見をのべた。⁽²⁶⁾

この会談は六月下旬の事があるが、九月、ポーツマス条約が締結されたあと、満州還付に関して日清両国が協定を結ぶ、いはばその詰めをする段階になって、即ち十月、十一月、十二月、さまざまな情報がとびかい、さまざま風説が流されていた。

例えば、日本は列国の利権に反対して、商業上の特権を要求したとか、日本は中国から賠償金をとつて日露戦争の軍事費の半分にあてるとか、その中に割鬮換還要求の風説もあつた。⁽²⁷⁾

協定締結の日本側全権は、小村寿太郎外相と内田康哉駐清国公使であつた。先のポーツマス条約締結の際、日本では小村の「無能外交」を批判し、不満足極りない講和內容

に対し猛烈な講和反対運動が起り、暴動にまで発展した。小村はポーツマス条約締結で得られなかったものを中国との交渉でとり返そうとしていると、中国側はみていたし、中国は日清交渉での日本の過度の要求を非常に警戒しており、『外交報』は日本外交への批判を始めて日本への警告を深めていた。

例えば十一月五日の『国民新聞』の論説「満州の処置——換言すれば、今は最早政治外交等の空論に耽るの時にあらずして、我が実権を伸べ、実益を収むるに努むべきの時ならずんばあらず」を訳出・引用してこう言う「按んずるに、日本は日露和約におけるその失敗の隱痛、頃にも忘る能わず、彼すでに之を露国に失う。償いを必ず我より取らん。彼満州において一分の利を得れば、即ち我一分の利を失う。彼の実際の実益をもってその国民に唱導することかくの如し、我が政府、国民まさに如何とするや」²⁰ そのほかの日本の新聞論調を紹介して、論評していた。²⁰

こうして、満州還付に関する日清交渉の過程で、日本の強硬な輿論を背景にした要求を紹介し、それに対してすでに警鐘をならしていた。

在日留学生も、満州における露国利権の日本への譲渡以

外の要求は断固拒絶すべきこと等を、再三にわたって清朝政府や、清国全権に電請した。²⁰

そして、この日清交渉に十一月初旬、正式に発令された清国側の全権委員は、軍機大臣慶親王奕劻、外務部尚書瞿鴻禨、直隸總督袁世凱の三人であり、この三人はそれぞれ六月十七日、十八日、二十四日、平岡浩太郎と会談していた。

一方で、日本は台湾領有後、福建への進出を試み、台湾総督府による「対岸経営」等、様々の分野での進出を始め、「勢力範囲」の実をあげようとしていた。²¹ 中国人には、日本に「福建を吞噬するの志あり」と見られていたし、福建はまさに垂涎の地であった。また、五年前の義和団事変時には、事実、廈門本願寺布教所焼失事件を理由に、廈門の軍事占領を行ったことがあった。

今、日清交渉が始まらんとする時に、日本による割闔換遼要求が、風説として作り話にされ得たのも、火のない処に煙のない如く、六月、平岡が袁世凱らと会談した際、「満州返還延期」と「福建軍事占領」の意図があることを告げていたことと、福建進出の強い意図があることが、その背景にあったと思われる。もう一点は、割闔換遼は「日

俄講和之初、清朝企図」と表記されるのも、ポーツマス講和会議の始まりは八月初、それは即ち平岡と清朝大官との会谈のすぐあとのことであり、そこで話された「日中提携論」的構想がその背景にあるのではないか。一部の清朝大官が、一時的に「交換企図」を考えたのだろう。それらが、日本はいま滿州を還付する、その代償に福建の割譲を要求するという作り話にされ、風説として流されたのではあるまいか。それへの対応として、日貨排斥の手段を用いて反対する事によって、日清交渉の際に、日本への牽制として利用されたのであろう。そして、『申報』によると、この風説の報道の最初のもは、前述のように十月三日付、袁世凱の直隸總督衙門のある天津からの來電であり、日本で発刊されていた同盟会の機関誌『民報』もこの風説の出所は天津・上海といっている。

六

一九〇五年は、中国にとつては大きな転換の年であった。科挙が廃止されて古い時代は終り、同盟会ができて、新しい時代が始りつつあった。湖南では、萍鄉蜂起へ向けて準備が始められた。福建では、種々の団体ができ、「明掲名義、暗為連絡革命之基礎、而秘密動作組合、則漢族独立会也、于割閩換遼遼惡耗紛伝時、由鄭仲勁等割血誓盟而成立」とある。革命運動の始る時期は、この風説の伝った時であるといふ。新しい時代の始まりを示すものであった。

一九〇五年は、日本・中国關係史においても、友好と非友好の分れ目、分水嶺になった年だといふ。日本はこの頃より中国への進出を積極化してくる。中国はそれに比例して日本への反撥・批判を始める。『外交報』の日本外交批判も厳しくなってくる。その要因にこの割閩換遼反対運動、清国留学生取締規則發布などもあった。

注

(1) 割閩換遼については、劉通「辛亥福建光復回憶」(『辛亥革命回憶錄』四、一九六二年)に次のような記録がある。

甲午中日戰爭失敗、日人索割遼東。清廷以遼東為其發祥地、且逼近北京、難之、遂有割閩換遼之議、引起閩人極大震驚。后雖改割閩為割台、然台故閩屬、台人多閩籍、地理上、經濟上關係極為密切、閩人固不能忘懷。

割閩換遼は、日清戰爭終結直後に、この議論があつて、結果、割讓地を遼東半島から台湾に変更したかの如き記載で

あるが、これは恐らく著者の記憶違いであろう。下関講和条約で、遼東半島の割譲の決定、露・仏・独国による所謂三国干渉、返還の代償に、戦責賠償二億海關兩に三千万兩の上のせ、この状況の進展の中で、割譲換還の要求は、それなりの蓋然性を有したと思われるが、当時の日本の極東における力関係において、福建割譲要求はまずあり得ない状況であろう。『台湾日日新報』一九〇五年十一月二十二日「福建割譲の噂」は福建日報の社説に記事に旺んに書立つる所」とある。

- (2) 拙稿「一九〇五年、中国における対日ボイコット」上・下、〔東海大学文学部紀要〕第二十四、二十五輯、一九七六年
- (3) 『日本外交文書』第三十七・八巻別冊日露戦争V、第一七九号文書附属書一、(奉)の奉の字は『外交文書』ではぬけているが、外務省外交史料館保管文書「日本ニ於テ滿州還付ノ代償トシテ福建省割譲要求風説一件、明治三十八年十一月」によって補った。
- (4) 『申報』十一月六日「学生会議拒日人要求閩省」
- (5) 同前報 十一月九日「統誌学生会議拒日日本要素」
- (6) 同前報 十一月十一日「湘省各学生会議争回割譲換還三省」
- (7) 同前報 十一月十三日「湘垣学生会議餘聞」
- (8) 同前報 十一月十四日「湘垣学生会議餘聞統誌」
- (9) 同前報 十月三日「福建割譲換還三省之風説」
- (10) 同前報 十一月九日「紀寧学会議拒日本要求」
- (11) 同前報 十一月十二日「查辦謠伝日人割譲換還來往各電文」

前掲「日本外交文書」同冊一七九号文書、附属書二、在上海総領事永瀧久吉より两江総督周馥へ。

- (12) 中村義「禹之謨について」『禹之謨とその周辺』(辛亥革命史研究)一九七九年、一三〇―一五四頁、参照されたい。
- (13) 前掲「湖南近百年大事紀述」(一九七九年第二次修訂本二二六―二九九頁)なお、『申報』には、湖南の抵制美貨運動についての記載は管見の限り、ほんの僅かではない。八月二十日の四千人集会の記事も見当たらない。もとより禹之謨の名も出てこない。
- (14) 「陳家鼎革命大事記 林頌亭遺稿」(『朝野新譚』己編)一名『民国野史』第三編 一九一四年)
- (15) 禹之謨「致同学諸君」「致留日同志書」(『史料』三十三―三十四頁)
- (16) 鉄郎「禹獄之構成」(『洞庭波』第一期、時評、一九〇六年十月)
- (17) 趙矢元等編「中国近代愛国者百人伝」「禹之謨伝」(一九五八年刊)
- 劉決決「簡論禹之謨」(『益陽師專学报』一九八六一―三)
- 馬洪林「禹之謨爲中国而死」(『歴史知識』一九八七一―)
- は未見である。また「禹之謨史料」にある禹宣三「懐念先父禹之謨烈士」、禹靖寰等「追記我們的祖父禹之謨」や、割譲換還等一九〇五年の件とは全然別のことのみを扱ったものは割愛した。なお、卞大孝荳等編「辛亥人物碑伝集」(一九九一年刊)は、二百数十名の碑伝を集めたものであ

るが、ここには馬之謨のそれはない。

- (18) 『東亜同文会報告』第七十三回 明治三十八年十二月二十
六日

- (19) 『申報』十一月九日 論說「論東三省割換閩省之伝聞」

- (20) 黒竜会『東亜先覚志士記伝』上、(一九三三年)八六四
〜八六五頁

- (21) 『玄洋社社史』(一九一七年)六一八〜六一九頁

- (22) 会談の際の平岡の發言の一部(外務省外交史料館保管文書
『衆議院議員平岡浩太郎清国大官ト会見一件』明治三十八
年六月十七日)

日本ハ東三省ヲ清国ニ還付スヘキ事ハ、己ニ天下ニ宣言シ、
又清国ニモ明告スル所アリシヲ以テ、之ヲ還付スルハ勿論
ナルヘキモ、茲ニ最モ注意スヘキ事ハ日本ニ於ケル百家ノ
村ハ、必ス十人ノ兵ヲ出シ、師ハ東三省ニ在リ損兵十萬摩
財數十億ナルヲ以テ、今回……大小武官ハ東三省ヲ清国ニ
還付セサルヘシトノ意見ヲ有シ居ルヲ、本官ニ語リ居タリ、
本員思フニ多クノ部下ヲ失ヒ戦友ヲ殺シ自カラ矢石ヲ冒シ
テ得タル土地ヲ、雙手空シク清国ニ還付セサルベシトノ武
官カ意見ハ、誠ニ理ノ当然タルヲ知ル、彼ノ日本ニアル七
博士ハ、清国カ寸土ヲモ外人ニ委ネサルノ確証ナクハ、
東三省ヲ清国ニ還付セサルノ意見ヲ発表セリ、此又曩ニ日
本カ還付セシ遼東ヲ遼年露国ニ貸与セシ住事ヲ顧ミ、相当
ノ確証ナクシテ、東三省ヲ還付セサルヘキノ意見モ亦尤モ
ナル次第ナリ、然レトモ本員カ清国保全論ヲ唱ヘテ以來、

今日ニ至ルモ、尚ホ堅ク之ヲ執リ動カサルモノハ、誠ニ我
東方大局ヲ顧ミ、清国ヲ危クスルノ日本ニ益ナキヲ知レハ
ナリ、故ニ今回來遊ノ上貴国王大臣等ト充分胸襟ヲ開、充
分向後ノ打合ヲナサントスルモノナリ、故ニ帰國ノ上、彼
ノ武官連ノ議論及博士等ノ唱フル議ヲ、打破スルニ堪ユル
充分ノ材料ヲ得スシテ帰去センカ、彼ノ不還付論ハ輿論ノ
贊同ヲ得テ、還付セントスルモノハ日本人ノ全般ニ好マレ
サル場合ニ至リ、遂ニ貴國ハ如何ニ交渉ヲ当局者ニ重ネラ
レシモ、貴國ハ之ヲ得ル能ハス、日本当局者モ不得已不還
付説ニ隨ハサルヘカラス、若シ當局者ニシテ、清國ノ欲ヲ
得ンカ爲メ輿論ニ反スル行動ニ出ツレバ、日本國民ハ直ニ
立テ三四内閣大臣ヲ殺害スルモノアルヤモ計ラレス、貴國
大臣モ或ハ枕ヲ高クシ得サルコトアルヘシ、此レ実ニ東方
ノ大局、日本ノ存亡問題ナレバナリ

- (23) 同前 六月二十四日

(24) 「日外部履楊樞日俄戰爭不敢損害中国主權照會」(『日本外
交文書』明治三十七・八卷別冊 日露戰爭I 第六九〇号
文書(附記)) 日本要求の風説が流れた時、日本はこの文
言を提示して、日本に要求の意図のない根據とした(『同
文滙報』十一月三十日)

- (25) 『張文襄公全集』卷一百九十二電牘七十一「致天津袁宮保」
光緒三十一年五月二十六日丑刻発

- (26) 同前 「袁宮保來電」五月二十九日戌刻到

- (27) 『同文滙報』十二月初二日 言論「論謠言之不足信」

(28) 『外交報彙編』 一三二期(乙巳十二月初五日) 訳報第一類

(29) 同前 訳報第一類 第二類

『国民新聞』十一月十日の論説「日清間の關係——国運の發展、民力の伸長なるものは、側面より之を見れば、則ち資本を投じ、労作を致すの主義たるを授るべからず」を引用して「此の文の意を按んずるに、我の満州において、投資、増投の二端を奨励するに在り、それを緩營する者、いやしくも僅に是にとどまれば、則ち固より彼の工商業を振興のためまさにすべき所、而して文明交通の理において損う所なし、然りと雖も、その我と交渉するや、果してよく僅かに是に止るか、これ則ち我が中国まさに注意すべき者なり」

『国民新聞』十一月十三日の論説「日清の協商——北京政府が、我が協商に対して極めて洞開、明恕の態度を持す可きは論を俟たず、是れ帝国の爲に之を謂ふのみならず、実は清国の爲に之を謂ふ也、然らざれば清国は、日本帝国よりも見離さるものと覚悟すべし、是れ恐らくは清国の自滅ならむ、北京政府豈に之を知らざらんや」を訳出して「按んずるに、日露和議なりてより中日議約の事起る、日本輿論、およそ甘言もて我を誘ひ、大言もて我を脅すこと、至らざる所なし、我が当局、よく従う所を扱べ」

『万朝報』十一月二十二日の論説「対清交渉は如何——多年不得要領を以て外交の秘訣とせる清廷に対し、其露国に對すると同様なる態度に出ずるはこれ前車の覆轍を覆むも

のに非るなきやを思はむ」を訳出して「按んずるに、中日議約、その結末何如を未だ知らずと雖も、日人、我が議約専使の貌、露国に似たるをもつて、これをつぐに憂慮を以てす、その憂慮、また甚だ過ぎたるなからんや」と評している。

(30) 『東京朝日新聞』十二月十五日

(31) 拙稿「義和団運動後の福建と日本」(『奈良史学』第八号 一九九〇年)

(32) 漢民「關於最近日清談判」(『民報』第一号 時評 一九〇五年十一月)

(33) 『福建光復史概要』(『中華民國開國五十年文獻』第二編第四册 各省光復、中 三〇四頁 一九六六年)